

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成41年12月31日まで)

秋本捜一第48号 留第8号  
生企第105号 鑑第38号  
平成31年3月1日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

警察医及び警察歯科医の任用等に関する要綱の制定について（例規）

警察医及び警察歯科医の任用等については、「警察医の任用等に関する要綱の一部改正について（例規）」（平成17年5月18日付け秋本捜一第141号、監第94号、生企第203号、鑑第202号。以下「警察医任用等旧例規」という。）及び「秋田県警察警察歯科医の任用等に関する要綱の制定について（例規）」（平成13年3月9日付け秋本捜一第78号。以下「警察歯科医任用等旧例規」という。）により、それぞれ運用してきたところであるが、業務の合理化のため、別添「警察医及び警察歯科医の任用等に関する要綱」を制定し、4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「警察医任用等旧例規」及び「警察歯科医任用等旧例規」は、3月31日をもって廃止する。

## 別添

### 警察医及び警察歯科医の任用等に関する要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察医及び警察歯科医の任用及び嘱託業務の適正かつ円滑な推進を図るため、「秋田県警察非常勤職員任用等取扱要綱の制定について（例規）」（平成28年8月9日付け秋本務第679号。以下「非常勤職員取扱要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 警察医及び警察歯科医に嘱託する業務は、次のとおりとする。

##### 1 警察医に嘱託する業務

- (1) 検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第5条の規定による検視の代行及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第4条第2項の規定による死体の調査への立会い（以下「検視等への立会い」という。）に関する事。
- (2) 死因・身元調査法第5条の規定による検査（以下「検査」という。）、同法第8条の規定による身元を明らかにするための措置（以下「身元を明らかにするための措置」という。）に関する事。
- (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条第1項の規定による検証、同法第197条第1項及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第104条第1項の規定による実況見分、検視の代行及び調査を行った死体の検案業務（以下「検案業務」という。）に関する事。
- (4) 被留置者及び被保護者に対する医療その他の保健上の措置に関する事。
- (5) その他警察本部長が必要と認める業務

##### 2 警察歯科医に嘱託する業務

- (1) 死因・身元調査法第4条第3項の規定による死体の歯牙の調査に関する事。
- (2) 身元を明らかにするための措置に関する事。
- (3) その他警察本部長が必要と認める業務

#### 第3 警察医及び警察歯科医の身分

警察医及び警察歯科医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員とする。

#### 第4 警察医及び警察歯科医の任用等

##### 1 警察医及び警察歯科医の任用については、非常勤職員取扱要綱第2の規定に基づき、警察署長が次の要件を満たす者の中から、捜査第一課長を経由して内申するものとする。

- (1) 秋田臨港警察署長、秋田中央警察署長及び秋田東警察署長にあつては、秋田市内に居住又は勤務し、かつ、警察医又は警察歯科医として適任と認めた医師及び歯科医師
- (2) (1)以外の警察署長にあつては、当該警察署管内に居住又は勤務し、かつ、警察医又は警察歯科医として適任と認めた医師及び歯科医師

##### 2 警察医及び警察歯科医の定数は次のとおりとする。ただし、業務に支障が生ずると認めるときは、警察署長と捜査第一課長が協議の上、変更できるものとする。

- (1) 警察医 各警察署3人以内

(2) 警察歯科医 各警察署 2 人以内

#### 第 5 警察医及び警察歯科医の解任

警察署長は、警察医又は警察歯科医が辞意を表明したとき、又は疾病その他の事情により任務の遂行に支障があると認めるときは、非常勤職員取扱要綱第 3 第 1 項の規定に基づき、捜査第一課長を経由して、その解任を内申するものとする。

#### 第 6 警察医及び警察歯科医との連携

警察署長は、警察医及び警察歯科医と平素の連絡を密にし、相互の協力関係を保持するよう務めるものとする。

#### 第 7 警察医名簿及び警察歯科医名簿の備付け

捜査第一課長は、警察医名簿（様式第 1 号）及び警察歯科医名簿（様式第 2 号）を備え付けておくものとする。

#### 第 8 警察医証・警察歯科医証の交付及び腕章の貸与

- 1 警察医及び警察歯科医には、その身分を証明する警察医証（様式第 3 号）及び警察歯科医証（様式第 4 号）を交付するとともに、腕章（様式第 5 号又は第 6 号）を貸与するものとする。
- 2 警察医及び警察歯科医は、嘱託された業務に従事する場合、貸与された腕章を必要により用いるものとする。
- 3 警察医及び警察歯科医は、解任時、警察医証及び腕章を返納するものとする。

#### 第 9 事務の分担

警察医及び警察歯科医に関する事務を主管する所属は、次のとおりとする。

- 1 検視等への立会い、検査、身元を明らかにするための措置、検案業務などに関する事務 捜査第一課
- 2 被留置者の医療及び保健に関する事務 留置管理課
- 3 被保護者の医療及び保健に関する事務 生活安全企画課





様式第3号

(表)

5.4 cm	第 号	年 月 日交付
	警 察 医 証	
	住 所	
	氏 名	
		秋田県警察本部長 印
	8.6cm	

(裏)

<p>1 他人に貸したりしないようにしてください。</p> <p>2 亡失したときは、再交付の申請をしてください。</p> <p>3 警察医を解任されたときは、返納してください。</p>
---

様式第4号

(表)

5.4 cm	第 号	年 月 日交付
	警 察 歯 科 医 証	
	住 所	
	氏 名	
		秋田県警察本部長 印
8.6cm		

(裏)

1 他人に貸したりしないようにしてください。
2 亡失したときは、再交付の申請をしてください。
3 警察歯科医を解任されたときは、返納してください。

様式第 5 号

10 cm	MEDICAL EXAMINER 秋 田 県 警 察 医
36cm	

様式第 6 号

10 cm	秋 田 県 警 察 歯 科 医
36cm	